

厚生労働大臣の定める掲示事項

I. 入院基本料に関する事項

3階病棟（一般病棟）は入院患者様10人に対して1人以上の看護職員を配置しております。また入院患者様50人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。

4階西病棟（療養病棟）は入院患者様20人に対して1人以上の看護職員と看護補助者を配置しております。

4階東病棟（地域包括ケア病棟）は入院患者様13人に対して1人以上の看護職員と看護補助者を配置しております。

II. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者様に関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制の基準を満たしております。

III. 薬剤師による入院患者様に対する服薬指導を行っております。

管理栄養士による患者様に対する栄養食事指導を行っております。

IV. 明細書発行体制について

医療の透明化や患者様への情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療情報の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

V. 基本診療料・特掲診療料の施設基準等に係る届出

当院は九州厚生局長に別掲示（正面玄関）の届出をおこなっております。

VI. 入院時食事療養について

入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については18時以降）、適温で提供しております。

〔配膳時間〕 朝食 8：00 昼食 12：00 夕食 18：00

入院時の食事療養にかかる標準負担額（自己負担額）

一般（70歳未満）	標準負担額（1食当たり）
一般（下記以外）	510円 （例外:指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等は300円）
低取得者（住民税非課税）	（90日目までの入院）240円
	（91日目以降の入院）190円
一般（70歳以上の高齢者）	標準負担額（1食当たり）
一般（下記以外）	510円 （例外:指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等は300円）
低取得者Ⅱ（※1）	（90日目までの入院）240円
	（91日目以降の入院）190円
低取得者Ⅰ（※2）	110円

- ※1 低所得者Ⅱ:世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者。
- ※2 低所得者Ⅰ:①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円になる者。
:②老齢福祉年金受給権者

入院時生活療養費・生活療養標準負担額

療養病棟に入院する65歳以上の患者			標準負担額	
			食費 （1食当たり）	居住費 （1日当たり）
一般	①一般の患者 （下記のいずれにも該当しない者）	入院時生活療養費（Ⅰ）を 算定する医療機関	510円	370円
	②厚生労働大臣が定める〔重篤な病状又は集中的治療を要する者等（※1）〕 （指定難病患者、低所得者Ⅰ・Ⅱを除く）		510円	370円
	③指定難病患者		300円	0円
低所得者Ⅱ	④低取得者Ⅱ（※2）（⑤、⑥に該当しない者）		240円	370円
	⑤低取得者Ⅱ〔重篤な病状又は集中的治療を要する者等(※1)〕	申請月以前12月以内の入院日数が90日以下	240円	370円
		申請月以前12月以内の入院日数が90日超	190円	
	⑥低所得者Ⅱ （指定難病）	申請月以前12月以内の入院日数が90日以下	240円	0円
		申請月以前12月以内の入院日数が90日超	190円	
低所得者Ⅰ	⑦低所得者Ⅰ（⑧⑨⑩⑪に該当しない者）		140円	370円
	⑧低所得者Ⅰ〔重篤な病状又は集中的治療を要する者等（※1）〕		110円	370円
	⑨低所得者Ⅰ（指定難病患者）		110円	0円
	⑩低所得者Ⅰ/老齢福祉年金受給者			
	⑪境界層該当（※3）			

- ※1 「重篤な病状又は集中的治療を要する者等」（「厚生労働大臣が定める者」（平18.9.8告示488））とは、
A101療養病棟入院基本料の算定患者であって、療養病棟入院基本料の入院料A～Fに係る疾患及び状態に該当する者
- ※2 70歳未満の低所得者(住民税非課税/限度額適応区分「オ」)は、70歳以上の「低所得者Ⅱ」に相当、「低所得者Ⅰ」は70歳以上のみに適応される。
- ※3 負担の低い基準を適応すれば生活保護を必要としない状態になる者